

宍粟市教育委員会告示第7号

宍粟市人権推進アドバイザー設置要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

平成28年4月28日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市人権推進アドバイザー設置要綱の一部を改正する要綱

宍粟市人権推進アドバイザー設置要綱（平成24年宍粟市教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宍粟市市民人権推進員設置要綱

本則中「人権推進アドバイザー」を「市民人権推進員」に、「アドバイザー」を「推進員」に改める。

第7条中「社会教育課」を「人権教育担当課」に改める。

別記様式中「人権推進アドバイザー」を「市民人権推進員」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。